

## 院内感染対策のための指針

- 社会医療法人大雄会 総合大雄会病院 大雄会第一病院 大雄会クリニックにおける院内感染対策としての指針を以下に定める。

### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

社会医療法人大雄会（総合大雄会病院 大雄会第一病院 大雄会クリニック）は、法人の理念に基づき安全な医療を提供するために、職員一人一人が院内感染対策の重要性を認識し、院内感染対策の実践者として真摯に取り組み、包括的な院内感染対策を実施していくものとする。

患者・職員への感染伝播のリスクを最小限にするとの視点に立ち、標準予防策（スタンダードプリコーション）、あわせて感染経路別予防策を実践し、感染症発生の際には、拡大防止の観点から、原因の速やかな特定、制圧、終息を図り、院内感染対策を強化、改善していくことを基本姿勢とする。

また院内のみならず、近隣の医療施設と連携し、地域における感染状況の把握に努め、他医療施設との協力体制を構築し、地域の感染制御に努めるものとする。

### 2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院長が積極的に感染対策に関わり感染対策室および院内感染対策委員会、ICTが中心となって、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動をする。

#### ① 院内感染対策委員会（ICC）

院内感染対策の全体に関わる問題点を把握し、改善策・方針を決定するなど、院内感染対策の中核的な役割を担う。院内衛生感染対策委員会は院長の諮問委員会であり、検討した諮問事項は院長に答申され、運営会議での検討を経て、日常業務化する。メンバーは、院長・看護部長・担当副院長・医師・看護師・その他コメディカル・外部委託業者で構成される。

#### ② 院内感染対策チーム（ICT）

院内感染対策の実務を担当し、院内感染に関する情報収集、現状把握、監視を行い、指導啓発する役割を担う。ICTは院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、院長が一定の権限を委譲し、同時に義務を課し（各診療部長と同様）、組織横断的に活動する。また、地域医療機関と協働しカンファレンスや情報交換を通して地域の感染制御にあたる。メンバーは、院内感染に関する認定取得者及び院長が適任と判断した者を中心に組織され、担当副院長・医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師で構成される。

#### ③ 看護部感染委員会（リンクナース会）

院内衛生感染委員会の下部組織として各部署に配置し、院内感染サーベイランスに関わる調査・観察へ参加し、院内感染対策を自ら率先して実施し、委員会等での決定事項を周知徹底させると共に、現場での指導・教育にあたる。

#### ④ 感染対策室

組織横断的に感染対策を担う部門として感染対策室を設置する。

感染対策室は、室長、感染管理者、感染担当者および事務員で構成される。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

- ① 就業時の初期研修は、ICTメンバーが適切に実施する。
- ② 院内感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について病院職員へ周知徹底を図るために、年2回以上の研修会を開催し、あわせて院内感染に関する意識の向上を図る。
- ③ 有効かつ実践的な教育として、必要に応じて部門単位、部署単位での研修会を実施する。
- ④ 院外の研修会・講習会への参加を支援する。
- ⑤ 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を院内感染衛生委員会および下部組織の委員会を通じて全病院職員に速やかに周知する。基準に基づき保健所へ報告するとともに近隣の医療機関と情報共有に努める。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICTは速やかに詳細の把握に努め、対策を立案し、その実施に介入する。

重大な感染事例発生の場合には、院内感染対策委員長は、ICTからの報告を受けて、臨時院内衛生感染委員会を招集し、速やかに、発生原因を究明し、改善策を立案し、これを実践するために全職員への周知徹底を図る。

必要に応じて感染制御の専門家に相談し、対策を講じる。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ① 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得た上で、患者からの協力を求める。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ① 病院職員は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を受診し、健康管理に留意する。
- ② 全職員が知っておくべき院内感染対策の具体的実施方法に関して、院内感染マニュアルを作成する。院内感染マニュアルは、必要に応じて改訂を行い、改定内容は病院職員に周知徹底する。
- ③ 病院職員は、院内感染防止のため、院内感染マニュアルを遵守する。
- ④ 院内感染対策は、患者・家族・見舞い客等と共に実践していくべきものであることから、情報提供、啓発活動を積極的に行う。

8. 附則

この指針は、平成19年6月から施行する。

この指針は、平成24年5月に改訂する。

この指針は、平成27年2月に改訂する。